

公 示 日 : 2024 年 5 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 24a00281

国 名 : 東ティモール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : 東ティモール国ブルーエコノミーに向けた持続的な沿岸漁業振興プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 7 月中旬から 2024 年 8 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.20
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 5 月 29 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024 年 4 月)」
の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024年6月7日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	東ティモール
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下「東ティモール国」）は2002年の独立後、治安の安定に伴い、着実な平和の定着と経済成長が見られている。東ティモール国政府の財政は、その歳入の80%–90%を石油・ガスに依存しており、産業の多角化が課題として挙げられている。開発可能性のある分野のひとつとして、漁業関連産業の振興が期待されている。同国政府が打ち出した「戦略開発計画 2011–2030 (Strategic Development Plan 2011–2030、以下SDP)」では、農水産業部門の課題として、食糧安全保障の向上、農村部の貧困削減、環境・自然資源保全、農・畜産・水産業における自給レベルから商業レベルへの移行が掲げられている。

係る状況を踏まえ、東ティモール国政府は水産ブルーエコノミー振興の概念に基づき、上記SDP 2011–2030の実施を通じ、同国の沿岸漁業に関わる行政官と漁業者のフードバリューチェーン構築能力の向上による持続的な沿岸漁業振興を目指すべく、2023年8月に我が国政府に対して、水産総局を実施機関とする技術協力プロジェクト「東ティモール国ブルーエコノミーに向けた持続的な沿岸漁業振興プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る協力を要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業実施に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、本プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024年7月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要な東ティモール国側関係機関に対する質問票(案)(英文)を作成する。なお、質問票を事前に東ティモール国側に配付する場合には、JICA 経済開発部と相談の上、JICA 東ティモール事務所を通じて配付する。
- ③ 案件概要表案(和文)の担当部分や関連部、PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案を検討する。
- ④ JICAによる対処方針案(和文)の作成に協力する。
- ⑤ JICA 経済開発部が企画する団内勉強会や対処方針会議等のオンライン会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務 (2024年7月下旬～2024年8月上旬)

- ① JICA 東ティモール事務所との打合せに参加する。
- ② 東ティモール国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行い、ヒアリング議事録を作成する。具体的には以下のとおり。

ア) 東ティモール国の要請背景・内容、開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け

イ) 東ティモール国の案件関連分野(水産セクター)における開発動向

ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報、既存資料、関連法令情報等

エ) 東ティモール国実施機関である農業・水・水産・牧畜・海洋資源省水産局と関連組織の組織体制、人員、予算、関連する開発課題等

オ) 当該関連分野に係る他援助機関の活動動向、連携の可能性

カ) 支援対象地域の社会や家庭内における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions))を他分野の団員

とともに検討する。

- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果を JICA 東ティモール事務所、日本大使館 等に報告する。

（3） 整理業務（2024 年 8 月中旬～2024 年 8 月下旬）

- ① 報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2024 年 8 月 30 日（金）までに JICA 経済開発部へ提出する。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 4 月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2024年7月21日から2024年8月10日までを予定しています。本業務従事者は、JICA調査団員に1週間先行して現地調査を開始します。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 水産セクター開発 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり。
- イ) 宿舎手配：あり。
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA団員の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄テトゥン語の通訳を提供。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（英文/和訳付き）
- ・ 水産開発アドバイザー業務報告書（2023年6月）

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

イ) 配付依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭

に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上